

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原 告 函館市

被 告 国 ほか1名

第24準備書面

令和3年9月17日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告国訴訟代理人

熊 谷 明 彦

被告国指定代理人

鈴 木 和 孝

原 啓 晋

寺 田 太 郎

田 原 慎 士

竹 内 友 紀 子

大 平 直 美

川 村 聖

寺 部 敦

蛇 原 謙

近藤元樹

守谷純子

石井克典

竹澤重幸

谷口真央

宮川和大

布村希志子

鶴園孝夫

小林勝

柴田延明

渕田祐介

前澤いずみ

坂上陽

栗田旭

大城朝久

仲村淳一

後藤堯人

藤田悟郎

上 村 香 織

吉 田 匡 志

田 上 雅 彦

井 藤 志 暢

小久保 舞

村 田 太 一

村 川 正 德

田 口 達 也

正 岡 秀 章

大 浅 田 薫

小 林 源 裕

被告国は、本準備書面において、活動可能性のある火山の抽出及び立地評価に関する火山ガイドの定めが不合理であるとする原告の主張（原告準備書面(17)第2・第3、原告準備書面(28)第2）に対し、必要と認める限りで反論する。

なお、略語は、本準備書面において新たに定めるもののほか、従前の例による（それらをまとめた「略称語句使用一覧表」を、本準備書面の末尾に添付する。）。

第1 火山ガイドは火山学の知見が十分に反映されたものであること

1 原告の主張の要旨

原告は、火山ガイドは専門技術的知見を踏まえたものになつてないと主張する（原告準備書面(28)第2・4ページ）。

2 被告国の反論

しかしながら、被告国第23準備書面第3の2(1)（35ないし38ページ）のとおり、火山ガイドは、国際的な安全指針である IAEA・SSG-21に基づいて策定されたものであり、その策定過程においては、専門家からのヒアリングや意見公募手続を経ている。以下、火山ガイドが火山学の知見が十分に反映されたものであることについて、山崎教授の意見書（乙A第186号証）を踏まえて主張を補充する。

(1) 火山ガイド策定に至る背景（乙A第186号証5及び6ページ）

福島第一発電所事故以前には、火山に関する原子力発電所に対する規制基準や指針類は存在しなかったところ、平成25年6月19日、原子力規制委員会において、火山ガイドが策定された。

新たに火山ガイドが策定された背景としては、IAEAが、上記事故後の平成24年10月に、新たに原子力発電所への火山影響評価を行うための指針である IAEA・SSG-21 を策定したことが挙げられる。IAEA・SSG-21 は、インドネシアに原子力施設を建設しようという動きがあつたことから、世界中の火山の専門家等が集められて策定されたものであり、

日本からは中田教授らが策定に参画した。

また、事業者側の自主的な民間規格であり、山崎教授や中田教授も携わった「原子力発電所火山影響評価技術指針」(JEAG4625-2009)の策定が先行していたことも、火山ガイドが策定された背景の一つである。上記指針の策定当時は、IAEA・SSG-21は策定されておらず、火山影響評価のフローについて一から議論され、上記指針は、当時の火山学の知見を最大限反映して策定されたものであった。上記指針は、火山影響評価の詳細な内容に踏み込んだ指針ではなかったものの、その影響評価の流れや着眼点は後に策定されたIAEA・SSG-21ともおおむね一致しており、火山影響評価に関しては当時最先端のものであったと評価することができる。

(2) JNESでの火山ガイドの案の検討過程（乙A第186号証6及び7ページ）

ア 火山ガイドの最初の案は、まずJNES（独立行政法人原子力安全基盤機構）において検討された。ガイド案の作成に当たって参考にされたのは、上記(1)で述べたIAEA・SSG-21やJEAG4625-2009の各指針である。火山ガイドは、特にIAEA・SSG-21をおおむね踏襲しており、両者はよく整合している。したがって、上記各指針に反映された当時の最先端の火山学の知見は、火山ガイドにも同様に反映されているといえる。

イ JNESは、火山ガイドの案の策定に当たり、平成25年に研修会を開催し、有識者が、JNESの職員に対し、火山に関する知見のレクチャーをした。このレクチャーを踏まえて、同年4月2日の研修会において、火山ガイドの案が示されたが、その内容は、十分に火山学の知見が反映され、合理的なものであった。

なお、研修会の参加者は、火山ガイドの案の内容について自由に議論や質問を行ったが、出席していた有識者（中田教授、産業技術総合研究所の

山元孝広氏、防災科学技術研究所の藤田英輔氏等)からは、その案の内容について異を唱えられることはなかった。

ウ その後、火山ガイドの案は、原子力規制委員会の新規制基準検討チームにおいて議論され、平成25年3月28日の第20回会合では、火山学者の意見を聴取している(乙A第173号証、乙A第188号証)。また、火山ガイドの案は、同年5月27日のJNESの火山に関する規制基準検討会においても再度検討された。そして、原子力規制委員会は、パブリックコメントを経て、同年6月19日、火山ガイドを策定した。

(3) 小括

以上のとおり、火山ガイドは、火山学者が策定に携わったIAEA・SSG-21や「原子力発電所火山影響評価技術指針」(J E A G 4 6 2 5 - 2 0 0 9)に基づいたもので火山学の知見を十分に反映したものである。また、JNESは、研修会において、火山ガイドの原案を検討し、その際、火山学者の意見を聴取し、それを踏まえているし、原子力規制委員会も、新規制基準検討チームにおいて火山学者の意見を聴取している。

したがって、火山ガイドは専門技術的知見を踏まえた内容になっていないとする原告の主張は理由がない。

第2 原子力発電所の立地評価に関する火山ガイドの定めに不合理な点があるとはいえないこと

1 はじめに

原告は、火山ガイドの個別の規定とIAEA・SSG-21との間には齟齬する点があるとした上で、火山ガイドが確立された国際的な基準であるIAEA・SSG-21に反しており不合理であるなどと主張する(原告準備書面(17)第2・11ないし15ページ、原告準備書面(28)第2・4ページ)。

しかしながら、火山ガイドは、IAEA・SSG-21との規定をそのまま

取り入れたものではなく、日本における島弧火山の特性に応じて策定されたものであるから、日本の火山の特性を吟味することなく、IAEA・SSG-21と火山ガイドを形式的に比較しても意味はなく、むしろ、火山ガイドに不合理な点があるといえるか否かは、原子炉施設の安全性確保という観点から判断されるべきである。以下、詳述する。

(1) 日本の火山の特性を吟味することなく、IAEA・SSG-21と火山ガイドを形式的に比較しても意味がないこと

ア IAEA・SSG-21の位置づけ

IAEA（国際原子力機関）は、国際原子力機関憲章に基づき設立された国際機関（同憲章1条）であり、我が国も加盟国である。そして、IAEAは、同憲章3条A6項に基づき、「安全上の基準（括弧内省略）を設定し、又は採用すること」として、IAEA安全基準を作成している。具体的には、IAEA安全基準は、①安全原則（Safety Fundamentals）、②安全要件（Safety Requirements）及び③安全指針（Safety Guides）から構成される（基本安全原則（SF-1）の1.5）。①安全原則は、基本的な安全の目的と、防護と安全の原則を示し、②安全要件のための基礎を提示するものである。②安全要件は、①安全原則の目的及び原則の下に定められ、現在と将来において人と環境の防護を確保するために満たされなければならない要件を定めるものである。①安全原則と②安全要件の制定についてはIAEA理事会の承認が必要である。③安全指針は、②安全要件を遵守する方法についての奨励された手段又はこれと等価な代替的手段や手引を提示している。③安全指針の制定の権限はIAEA事務局長に委任されている。そして、IAEA・SSG-21は、原子力施設における火山ハザードの評価をする目的で策定されたものであり、③安全指針に該当する。（以上につき、乙A第41号証64ページ）

我が国の規制内容は、IAEA安全基準とおおむね良好に整合するもの

であるが、そもそも IAEA 安全基準は、加盟国を法的に拘束するものではなく、各加盟国が、それぞれの判断により国の規制に取り入れるものである。したがって、IAEA の安全基準の全てをそのままには採用せず、専門的技術的知見に基づいて、取り入れるべき要件を判断した上で定めても、そのことが科学技術水準に照らして不合理となるものではない（以上につき、同号証 65 及び 66 ページ）。このことは、IAEA・SSG-21 の前文に「これらの基準（引用者注：IAEA 安全基準）は、加盟国が施設と活動に関するその国内規制に対する参考資料として使用することができる。」等の記載があることからも明らかである（乙 A 第 156 号証の 2・5 枚目）。

例えば、自然事象を見ても、それぞれの土地によって、発生する頻度や規模等は異なるのであり、自然事象への対策も、その土地の特性に応じて異なるのであって、加盟国が自国の特性に応じた規制を行うことは当然のことである。日本では、日本の自然現象の特性、学問の発展の程度、国内における原子力規制行政全体の枠組みなどを総合的に考慮し、IAEA の上記基準類を踏まえて規制を実施するものである。

イ 日本の火山の特性を吟味することなく、IAEA・SSG-21 と火山ガイドを形式的に比較しても意味がないこと

火山ガイドは、IAEA・SSG-21 の規定をそのまま取り入れたものではなく、日本における島弧火山の特性に応じて策定されたものであるから、日本の火山の特性を吟味することなく、IAEA・SSG-21 と火山ガイドを形式的に比較しても科学的に意味がないことはいうまでもな

い^{*1}。

したがって、火山ガイドの個別の規定において、IAEA・SSG-21と異なる点があったとしても、そのことから直ちに火山ガイドの定めに不合理な点があるということにはならない。

(2) 火山ガイドに不合理な点があるといえるか否かは、原子炉施設の安全性確保という観点から判断されるべきであること

火山ガイドは、新規制基準が求める火山の影響により原子炉施設の安全性を損なうことのない設計であることの評価方法の一例であり、火山影響評価の妥当性を審査官が判断する際に参考とするものである(現行火山ガイド1.1・乙A第130号証1ページ)。したがって、火山ガイドの規定に不合理な点があるといえるか否かは、その内容に、現在の科学技術水準からみて、これによったのでは、原子炉施設の安全性を確保し、原子炉事故等によって原子炉施設の従業員や周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなどの深刻な災害を防止することが困難であると認められるか否かという観点から判断されるべきである。

そこで、以下では、火山ガイドに不合理な点があるとする原告らの主張に対し、かかる原子炉施設の安全性の確保という観点から反論する。

2 火山ガイドにおいて第四紀に活動した火山を抽出するとしていることにつき 不合理な点があるとはいえないこと

(1) 原告の主張の要旨

火山ガイドは、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として、当該原子力発電所の地理的領域において第四紀に活動した火山を抽出するとしている

*1 もっとも、被告国第23準備書面第3の4（63ないし79ページ）で述べたとおり、火山ガイドは、判断の枠組みや評価手法についてIAEA・SSG-21の趣旨を踏まえたものとなっており、これに整合している。

(現行火山ガイド2. 1(1)・乙A第130号証5ページ)。

この点について、原告は、IAEA・SSG-21では、地理的領域内において過去1000万年間に発生した火山活動についての情報収集が規定されており、1000万年よりも若い火山源については、「ステージ1 初期評価」の段階ではスクリーニングの対象にならず、「ステージ2 潜在的火山源の将来の火山活動の特徴付け」の審査段階に進むのに対し、火山ガイドでは、第四紀（約258万年前）より古い火山を最初に評価の対象外としている点で、火山ガイドはIAEA・SSG-21の規定に反しており、不合理である旨主張する（原告準備書面(17)第2・11ページ）。

(2) 被告国の反論

しかしながら、前記1のとおり、火山ガイドは、IAEA・SSG-21の規定をそのまま取り入れたものではなく、日本における島弧火山の特性に応じて策定されたものであるから、日本の火山の特性を吟味することなく、IAEA・SSG-21と火山ガイドを形式的に比較しても科学的に意味はなく、火山ガイドの個別の規定において、IAEA・SSG-21と異なる点があったとしても、そのことから直ちに火山ガイドの定めに不合理な点があるということにはならない。

そして、火山ガイドにおいて第四紀（過去258万年前）に活動した火山を抽出するとしているのは、被告国第23準備書面第3の3(4)ア(イ)（46及び47ページ）のとおり、我が国における島弧火山の活動において、同一のマグマ供給系の火山活動期間が数十万年程度であると考えられているからである（乙A第132号証74ページ、乙A第185号証220ページ）。実際、日本国内における火山のうち約258万年間の休止期間を経た後に同一のマグマ供給系で火山活動を再開させた火山は確認されていない。そのため、約258万年前より前に活動していた日本国内の火山があったとしても、それ以降の活動が認められなければ、活動期間を終えたものと考えられるこ

とから、約258万年前まで遡って火山を抽出することによって、活動可能性のある火山を余すところなく抽出することができる。このように、火山ガイドが第四紀（過去258万年前）に活動した火山を抽出するとしているのは、決定論的手法に基づくものであり、また、その内容は、原子炉施設の安全性確保という観点からみて合理的である。

これに対して、IAEA・SSG-21が、過去1000万年までの火山活動を「ステージ1」で抽出しているのは、原子力施設に対する外部事象のハザード評価（乙A第187号証の1及び2・「IAEA Safety Standards Series No. NS-G-3. 1^{*2}」第4. 3項を参照）において、放射線学的影響の可能性を有する事象の年間発生確率のスクリーニング値が、一部の加盟国では 10^{-7} （1000万年に1回）にされていることによるものであり、確率論的手法に基づくものである（乙A第156号証の1及び2・項目2. 7）。

このように、火山ガイドとIAEA・SSG-21は依拠する評価手法を異にするものの、被告国第23準備書面第3の4(2)ウ(I)b(67及び68ページ)のとおり、IAEA・SSG-21は、火山ハザード評価に当たっては、決定論的手法を用いることもできるとしており（IAEA・SSG-21項目5. 13及び5. 14），必ずしも前記のような決定論的手法を不合理であるなどとしてこれを排除するものではない。

そして、少なくとも、火山影響の評価をするに際して、将来活動可能性のない火山を評価対象から排除するという目的は共通しているのであって、火山ガイドにおける上記評価方法は、何らIAEA・SSG-21の上記評価

*2 INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, External Human Induced Events in Site Evaluation for Nuclear Power Plants, IAEA Safety Standards Series No. NS-G-3. 1 IAEA, Vienna (2002)

方法に反するものではない。

3 火山ガイドが階段ダイヤグラムを用いて将来の活動可能性を判定することについて不合理な点があるとはいえないこと

(1) 原告の主張の要旨

火山ガイドは、地理的領域にある第四紀火山のうち完新世に活動を行っていない火山については、作成した階段ダイヤグラムにおいて、火山活動が終息する傾向が顕著であって、最後の活動終了からの期間が、過去の最大休止期間より長いなど、将来の活動可能性が十分に小さいと判断できる場合は、火山活動に関する個別評価の対象としないとしている（現行火山ガイド3.3(2)・乙A第130号証8ページ）。

これに対し、原告は、①火山ガイドは、「火山活動が終息する傾向が顕著」であるか否かの客観的基準を明らかにしておらず、この点は基準としての体を成していない、②「最後の活動終了からの期間が、過去の最大休止期間より長い」という場合を想定すると、例えば、8万年前の噴火と、5万年前の噴火という2度の噴火しか確認されていないカルデラについては、3万年が最大活動休止期間となり、最後の活動終了からの期間である5万年がそれよりも長いため、将来の活動可能性がないと判断されることとなるが、これは、過去200万年の間の噴火記録があれば一般的に活動可能性があり、活動的でないカルデラでもおよそ過去500万年の間に活動していれば将来の活動可能性があるとみなされるという、確立された国際的な基準と比較して、あまりに不合理であるなどとして、火山ガイドの定めが不合理である旨主張する（原告準備書面(17)第2・14ページ）。

(2) 被告国の反論

ア 原告らの前記①の主張に対する反論

火山ガイドにおいては、地理的領域にある第四紀火山のうち完新世に活動を行っていない火山について、文献調査並びに地形・地質調査及び火山

学的調査の各調査結果を基に、当該火山の第四紀の噴火時期、噴火規模、活動の休止期間を示す階段ダイヤグラムを作成し、作成した階段ダイヤグラムにおいて、「火山活動が終息する傾向が顕著であって、最後の活動終了からの期間が、過去の最大休止期間より長い等、将来の活動可能性が十分に小さいと判断できる場合」（傍点は引用者による。）にのみ、当該火山を個別評価の対象外とし、他方、「将来の活動可能性が十分に小さい」と判断できる場合以外は、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として個別評価に移行するとしている（現行火山ガイド3. 3 (2)・乙A第130号証8ページ）。これは、決定論的手法により「将来の活動可能性が十分小さい」と判断できる場合でない限り、次の評価段階に移行するという慎重な考慮を示したものである。そして、この「将来の活動可能性が十分に小さい」かどうかを判断するためには、過去の火山活動の調査結果を総合的に評価する必要があり、そこでは、当該火山の個別の特徴に合わせた評価が求められる。

そうだとすれば、火山ガイドにおいて、「将来の活動可能性が十分に小さい」と判断できるかを検討する際の考慮要素の一つである「火山活動が終息する傾向が顕著」であることについて、その客観的な基準が示されていないからといって、原子炉施設の安全性確保という観点から見て火山ガイドに不合理な点があるとはいえない。

したがって、原告の前記①の主張は理由がない。

なお、念のため付言するに、階段ダイヤグラムは、火山の活動周期を調査研究する手法として、火山学において一般的に用いられている手法である（例えば乙A第136号証44及び45ページ等）。

イ 原告らの前記②の主張に対する反論

また、火山ガイドは、地理的領域にある第四紀火山のうち完新世に活動を行っていない火山について、「火山活動が終息する傾向が顕著であって、

最後の活動終了からの期間が、過去の最大休止期間より長い等、将来の活動可能性が十分に小さいと判断できる場合」に、個別評価の対象としないとしているのであって、当該火山が個別評価の対象外となるには、「最後の活動終了からの期間が、過去の最大休止期間より長い」ことのみならず、「火山活動が終息する傾向が顕著」であることをも必要としている。すなわち、「最後の活動終了からの期間が、過去の最大休止期間より長い」ことは、「将来の活動可能性が十分に小さい」と判断できるかを検討する際の考慮要素の一つにすぎず、それのみで直ちに「将来の活動可能性が十分に小さい」と判断できるものではない。前記アのとおり、「将来の火山活動可能性が十分小さい」といえるか否かの判断のためには、過去の火山活動の調査結果を総合的に評価する必要があるのである。

したがって、原告の前記②の主張は、このような火山ガイドの評価方法を正解しないものであり、失当である。

4 火山ガイド案から過去に大規模噴火を起こした火山の活動可能性に関する規定を削除したことをもって、火山ガイドに不合理な点があるなどとはいえないこと

(1) 原告の主張の要旨

原告は、平成25年4月10日の原子力規制委員会で取りまとめられた火山ガイドの案（乙A第189号証。以下「火山ガイド案」という。）においては、過去にVEI 6以上の大規模噴火（噴出量が 10 km^3 以上）を起こした第四紀火山は、将来の活動可能性が全て肯定される旨の規定が存在し、これはIAEA・SSG-21安全基準5.10を反映した規定であったと考えられるが、火山ガイドではこの規定が削除されており、原子力規制委員会が原子力事業者の便宜のためにこの規定を削除したのではないかと疑わざるを得ないと主張する（原告準備書面(17)第2・14及び15ページ）。

(2) 被告国の反論

ア 火山ガイド案 3. 3 (2) (乙A第189号証8ページ) に存在した「過去に大規模噴火（噴出量が 10 km^3 以上）（を起こした火山：引用者注）は、将来の火山活動可能性が否定できない火山として（中略）個別評価対象の火山とする」との記載が火山ガイドにおいて削除されたのは、過去に 10 km^3 以上の 大規模噴火を起こした火山の中でも、噴火の可能性が乏しい火山が存在することは火山学的に明らかであることを踏まえ、個別の火山の特徴に合わせた評価を求めることが合理的であると考えられたためである（乙A第175号証4ページ）。

したがって、火山ガイドから過去に大規模噴火を起こした火山の活動可能性に関する規定を削除したことをもって、火山ガイドに原子炉施設の安全性確保という観点からみて不合理な点があるとはいえない。

イ なお、火山ガイド案における前記記載が削除されたのは、パブリックコメントにおける指摘が契機となったものである。

すなわち、火山ガイド案に対するパブリックコメントにおいて、同案 3. 3 (2) について、「解説 8 に記載されているとおり、IAEA SSG-21 では火山系の時間と量の関係等から、新たな火山活動の可能性が極めて低いことができるとしている。それにもかかわらず、過去に 10 km^3 以上の 大規模噴火が発生したことのみをもって『将来の活動可能性が否定できない火山』とすることは、矛盾する内容となっている。」「『過去に大規模噴火（ 10 km^3 以上）を起こした火山のうち、当該火山の噴火史と現在のマグマ溜まりの状況を総合的に検討した結果、大規模噴火の可能性が極めて低いと判断されない事例については、個別評価対象の火山とする。』等と修正することを提案する。本ガイド（案）には IAEA SSG-21 等を引用し『新たな火山活動の可能性が極めて低いと判断することが可能である』旨が解説等に記載されている。 10 km^3 以上の噴火実績を持ちながら、これら『解説』の内容に該当すると考えられる火山

は数多く存在する。しかし、指摘箇所の文案と 5. 1 監視対象火山に従うと、噴出物が敷地に到達していれば、個別評価対象＝噴火モニタリングの対象になり、立地評価における実証的データの扱いに矛盾を生じるおそれがある。」等の意見が述べられた（乙A第175号証4ページ）。

のことから、原子力規制委員会は改めて検討を行い、前記アのとおり、過去に 10 km^3 以上の大規模噴火を起こした火山の中でも、噴火の可能性が乏しい火山が存在することは火山学的に明らかであることを踏まえ、個別の火山の特徴に合わせた評価を求めることが合理的であることから、前記記載を削除することとしたものである（乙A第175号証4ページ）。

したがって、火山ガイド案 3. 3 (2) は、事業者の便宜のために削除されたものではなく、原告の前記 (1) の主張は理由がない。

5 火山ガイドにおける立地評価の方法に不合理な点があるとはいえないこと

(1) 原告の主張の要旨

原告は、川内原発宮崎支部決定を引用して、火山ガイドは、個別評価において、地球物理学的及び地球化学的調査等によって検討対象火山の噴火の時期及び規模が相当前の時点での的確に予測できることを前提としている点で不合理である旨主張する（原告準備書面(17)第3・21ページ以下）。

(2) 被告国の反論

ア しかしながら、火山ガイドは、飽くまで「原子力発電所の運用期間中」における、火山活動の可能性や、設計対応不可能な火山事象の到達可能性を通じて、抽出された検討対象火山の当該原子力発電所に対する影響を評価するものであり、必ずしも具体的な噴火の規模、時期を的確に予測することまでを求めるものでも、これが的確にできることを前提とするもので

もない^{*3}。

イ なお、火山ガイドにおける立地評価は、原子力発電所の運用期間中における検討対象火山の活動可能性の評価（現行火山ガイド4. 1 (2)・乙A第130号証9ページ）や火山事象の到達可能性の評価（現行火山ガイド4. 1 (3)・同号証9及び10ページ）を行うものであるところ、このような評価方法は、IAEA・SSG-21においても採用されている国際水準に合致した評価方法である。

すなわち、IAEA・SSG-21においても、将来活動可能性のある火山について、「原子力施設のサイトに悪影響を及ぼす可能性のある危険な現象を生じる将来の火山事象の可能性を評価する。」とした上で、「サイトにおいて危険な現象を生じる可能性のない火山は、更なる検討から選別排除する。」とされている（IAEA・SSG-21項目3. 2 (iii)・乙A第156号証の2・13ページ）。

また、この点については、「決定論的及び／若しくは確率論的方法を使用して、危険な火山現象がサイトに到達する可能性を評価するのがよい。その地理的領域におけるすべての潜在的活火山源が、表1に記載されている火山現象を必ずしも引き起こすとは限らない。サイトにおいて危険な火山現象を引き起こす可能性がない火山は、ハザード評価における更なる検討から選別排除するのがよい。」とされている（同3. 8・同14ページ）。

そして、更に具体的に、「サイト領域における将来の火山活動の可能性が特定された場合、若しくはこの可能性を排除できない場合は、危険な現

*3 現行火山ガイド4. 1 (2)の「火山活動の可能性」という用語は、IAEA・SSG-21項目5. 10の「potential for future activity」等を参考にしたものであり、火山学において噴火の時期及び規模等を的確に推定することを意味する「予知」「予測」「噴火予知」「噴火予測」（乙A第173号証4ページ、乙A第188号証6ページ参照）とは異なる概念である。

象がサイトに影響を与える可能性について解析するのがよい。(中略) 場合により、これらの現象がサイトに到達する可能性がごくわずかであるならば、特定の危険な現象を更なる検討から選別排除することができる。」とされている(同5. 16・同27ページ)。

このように、IAEA・SSG-21は、サイト選定段階における排除条件に該当すれば、それだけで立地不適とまではしておらず、全ての火山事象について、サイトに到達する可能性がごく僅かであれば、特定の危険な現象を更なる検討から選別排除することができるとしている。つまり、IAEA・SSG-21も、設計対応が不可能な火山事象に対して、その到達可能性を評価することができることを前提とし、その可能性を評価することとしているのである。

ウ したがって、原告の前記(1)の主張は、火山ガイドを正解しないものであり、理由がない。

以上

略称語句使用一覧表

平成26年(行ウ)第152号
大間原子力発電所建設差止等請求事件
原告:函館市

略語	語彙	書面	ページ
数字			
2号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」	第5準備書面	28
3号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。」	第5準備書面	28
4号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」	第5準備書面	26
英字			
IAEA	国際原子力機関	第12準備書面	5
IAEA安全基準	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. S SR-2/1」	第3準備書面 ※第19準備書面で変更	61
IAEA安全基準SSR-2/1	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. S SR-2/1」	第19準備書面 ※第3準備書面から変更	13
MS	異常影響緩和系	第11準備書面	12
PS	異常発生防止系	第11準備書面	12
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第16準備書面	13
IAEA閣僚会議日本政府報告書	原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書－東京電力福島原子力発電所の事故について	第18準備書面	12
IAEA安全基準	原子力安全に係るIAEAの基準	第19準備書面	13
IAEA核セキュリティ基準	核セキュリティに係るIAEAの基準	第19準備書面	13

IAEA憲章	国際原子力機関憲章	第19準備書面	13
IAEA安全基準NS-R-3(改定第1版)	“Site Evaluation for Nuclear Installations” No.NS-R-3(Rev.1)	第19準備書面	18
IAEA安全基準SSR-1	新に策定されたIAEA安全基準SSR-1 “Site Evaluation for Nuclear Installations”	第19準備書面	19
EUR	European Utility Requirements	第19準備書面	19
あ			
安全重要度分類	発電用軽水原子炉施設の安全性を確保するために必要な各種の機能について、安全上の見地から定めた相対的重要度	第11準備書面	9
安全審査指針類	旧原子力安全委員会が策定してきた各指針	第5準備書面	36
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
安全評価指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
い			
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	答弁書	27
異常影響緩和機能	発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能	第10準備書面	7
異常発生防止機能	その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能	第10準備書面	7
伊東弁護士「再論」	伊東良徳弁護士が月刊「科学」2014年3月号(電子版)に掲載した「再論 福島第一原発1号機の全交流電源喪失は津波によるものではない」	第3準備書面	30
入倉氏	入倉孝次郎京都大学名誉教授	第20準備書面	9
お			
大熊町	福島県双葉郡大熊町	第3準備書面	9
屋外火災	屋外における火災	第13準備書面	24
屋内火災	屋内における火災	第13準備書面	24

女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第18準備書面	19
か			
改正原子力基本法	平成24年改正後の原子力基本法	第1準備書面	41
改正原子炉等規制法	平成24年改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
外部事象	地震などの自然現象と外部人為事象といった発電所外の事象	第10準備書面	6
仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故	第17準備書面	10
核セキュリティ勧告I INFCIRC/225(改訂第5版)	「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」(INFCIRC/225/Revision 5)	第19準備書面	16
火山ガイド	原子力発電所の火山影響評価ガイド	第23準備書面	6
火山ガイド案	平成25年4月10日の原子力規制委員会で取りまとめられた火山ガイドの案	第24準備書面	14
か			
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)	第4準備書面	11
技術基準適合命令	平成24年改正前電気事業法40条に基づく、経済産業大臣による事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限の命令	第5準備書面	11
技術的能力基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準	第13準備書面	10
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面	13
基準津波	設計基準対象施設の供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第13準備書面	10
規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和52年法律第80号による改正前のもの)	第6準備書面	16
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
緊急時対応	避難計画を含むその地域の緊急時における対応	第12準備書面	12
基本的目標a	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のa	第17準備書面	9
基本的目標b	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のb	第17準備書面	9

基本的目標c け	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のc	第17準備書面	9
原告第2準備書面	原告の平成26年9月30日付け第2準備書面	第1準備書面	8
原告準備書面(5)	原告の平成26年12月18日付け準備書面(5)	第7準備書面	5
原告準備書面(6)	原告の平成27年3月12日付け準備書面(6)	第6準備書面	6
原告準備書面(9)	原告の平成27年9月29日付け準備書面(9)	第7準備書面	5
原告準備書面(10)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(10)	第11準備書面	5
原告準備書面(11)	原告の平成27年10月6日付け準備書面(11)	第6準備書面	6
原告準備書面(12)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(12)	第6準備書面	6
原告準備書面(13)	原告の平成28年(2016年)1月19日付け原告準備書面(13)	第6準備書面	6
原告準備書面(14)	原告の平成28年4月20日付け準備書面(14)	第17準備書面	5
原告準備書面(15)	原告の平成28年4月20日付け準備書面(15)	第15準備書面	6
原告準備書面(17)	原告の平成28年7月14日付け準備書面(17)	第23準備書面	6
原告準備書面(18)	原告の平成28年10月18日付け準備書面(18)	第16準備書面	8
原告準備書面(19)	原告の平成28年10月18日付け原告準備書面(19)	第9準備書面	6
原告準備書面(20)	原告の平成29年1月18日付け原告準備書面(20)	第13準備書面	7
原告準備書面(21)	原告の平成29年4月21日付け原告準備書面(21)	第17準備書面	5
原告準備書面(22)	原告の平成29年4月21日付け原告準備書面(22)	第12準備書面	5
原告準備書面(35)	原告の令和元年7月9日付け原告準備書面(35)	第19準備書面	5
原告準備書面(40)	原告の令和2年9月9日付け原告準備書面(40)	第23準備書面	6
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第5準備書面	12
原子炉設置(変更) 許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可	第5準備書面	26
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を区別しないとき	答弁書	5
検討チーム	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム	第16準備書面	13
原則的立地条件(1)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(1)	第17準備書面	8
原則的立地条件(2)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(2)	第17準備書面	8

原則的立地条件(3)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(3)	第17準備書面	8
原子炉施設等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム	第18準備書面	22
こ			
航空機	大型航空機	第13準備書面	12
航空機衝突影響評価	特定重大事故等対処施設における故意による大型航空機の衝突による影響の評価	第13準備書面	12
航空機衝突評価ガイド	実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド	第13準備書面	15
工場等	発電用原子炉を設置する工場又は事業所	第13準備書面	7
後段規制	原子炉の設計及び工事の方法の認可以降の規制	第5準備書面	8
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	第3準備書面	25
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会作成に係る国会事故調報告書	第3準備書面	25
さ			
3条委員会	国家行政組織法(昭和23年法律第120号)3条2項に規定される委員会	第22準備書面	7
サイト	原子力施設サイト	第23準備書面	36
し			
事件性の要件	当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること	第1準備書面	17
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第7準備書面	6
地震ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド	第14準備書面	11
地震本部	地震調査研究推進本部	第14準備書面	22
地震本部報告書	『「活断層の長期評価手法」報告書(暫定版)』(平成22年11月)	第14準備書面	22
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省第77号)	第4準備書面	12
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第7準備書面	6
重大事故等	重大事故とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷を指し(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用炉則4条)、それに至るおそれがある事故(ただし、運転時の異常な過渡変化や設計基準事故を除く。)とを併せたもの	第8準備書面	5
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」を併せて	第7準備書面	7

重大事故等対処設備	重大事故等に対処するための機能を有する設備	第11準備書面	15
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重要度分類指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第8準備書面	9
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第5準備書面	7
常設重大事故緩和設備	重大事故緩和設備のうち常設のもの	第14準備書面	10
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	第14準備書面	10
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	第14準備書面	10
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づく、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置	第3準備書面	57
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	第5準備書面	10
昭和38年最高裁判決	最高裁判所昭和38年3月27日大法廷判決(刑集17巻2号112ページ)	第1準備書面	15
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」(昭和39年5月27日原子力委員会決定。平成元年3月27日一部改訂)	第3準備書面	42
昭和57年最高裁判決	最高裁判所昭和57年9月9日第一小法廷判決(民集36巻9号1679ページ)	第6準備書面	19
審査基準等	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」	第5準備書面	35
地震等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会	第18準備書面	18
地震等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する規制基準に関する検討チーム	第18準備書面	22
地震本部	文部科学省に設置されている地震調査研究推進本部	第20準備書面	16

事態対処法 せ	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号)	第21準備書面	10
政府案	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案	第1準備書面	51
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)	第3準備書面	15
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	第7準備書面	9
設置法	原子力規制委員会設置法	答弁書	30
設置許可基準規則等	原子力規制委員会が定めた設置許可基準規則、同規則の解釈及び審査ガイド等	第18準備書面	5
た			
耐震重要施設	設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	第14準備書面	8
耐震重要度	設計基準対象施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度	第11準備書面	9
耐震重要度分類	耐震重要度に応じた設置許可基準規則の解釈別記2の2に掲げる分類	第11準備書面	9
竜巻ガイド	原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	第16準備書面	8
耐震指針	改正前を含む「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第18準備書面	18
大規模損壊	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉の大規模な損壊	第19準備書面	9
田中前委員長	田中俊一前原子力規制委員会委員長	第22準備書面	19
ち			
地域協議会	地域原子力防災協議会	第12準備書面	11
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	第7準備書面	9
と			
東電	東京電力株式会社	第3準備書面	25
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第3準備書面	9
特重審査ガイド	実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド	第13準備書面	11

東海第二発電所	日本原子力発電株式会社東海第二発電所	第18準備書面	19
な			
仲野意見書	仲野教授の意見書	第6準備書面	6
仲野教授	京都大学仲野武志教授	第6準備書面	6
浪江町	福島県双葉郡浪江町	第3準備書面	9
中田教授	中田節也東京大学地震研究所火山噴火予知研究センター教授	第23準備書面	37
ね			
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	第5準備書面	31
は			
函館市長	工藤壽樹函館市長	第3準備書面	9
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会から発電用原子炉の設置許可を受けた者	第5準備書面	13
ひ			
被告会社	被告電源開発株式会社	答弁書	5
被告会社準備書面1	被告会社の平成26年9月30日付け準備書面1	第6準備書面	26
被告国第1準備書面	被告国の平成26年12月25日付け第1準備書面	第2準備書面	4
被告国第4準備書面	被告国の平成27年10月6日付け第4準備書面	第6準備書面	21
被告国第5準備書面	被告国の平成28年1月12日付け第5準備書面	第7準備書面	5
被告国第6準備書面	被告国の平成28年7月14日付け第6準備書面	第7準備書面	5
被告国第7準備書面	被告国の平成28年10月18日付け第7準備書面	第8準備書面	5
被告国第12準備書面	被告国の平成30年2月9日付け被告国第12準備書面	第17準備書面	14
被告国第13準備書面	被告国の平成30年5月14日付け被告国第13準備書面	第19準備書面	6
被告国第18準備書面	被告国の令和元年7月17日付け被告国第18準備書面	第19準備書面	12
被告国第11準備書面	被告国の平成29年11月8日付け被告国第11準備書面	第21準備書面	6
被告国第9準備書面	被告国の平成29年4月21日付け被告国第9準備書面	第21準備書面	6
被告国第19準備書面	被告国の令和元年11月6日付け被告国第19準備書面	第21準備書面	6
被告国第10準備書面	被告国の平成29年8月2日付け被告国第10準備書面	第21準備書面	19
ふ			
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第3準備書面	9

福島第一発電所事故	平成23年3月11日の福島第一原子力発電所における原子炉事故	第3準備書面	9
双葉町	福島県双葉郡双葉町	第3準備書面	9
福島第一発電所事故の技術的知見	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について(平成24年3月原子力安全・保安院)	第18準備書面	11
福島第二発電所	東京電力株式会社福島第二原子力発電所	第18準備書面	19
藤原氏	藤原広行氏	第20準備書面	24
へ			
米国NRC	アメリカ合衆国原子力規制委員会	第16準備書面	13
平成9年最高裁判決	最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決(民集5 1巻1号250ページ)	第6準備書面	20
平成13年3月最高裁判決	最高裁判所平成13年3月13日第三小法廷判決(民集5 5巻2号283ページ)	第1準備書面	30
平成13年7月最高裁判決	最高裁判所平成13年7月13日第二小法廷判決(訟務 月報48巻8号2014ページ)	第1準備書面	24
平成14年1月最高裁判決	最高裁判所平成14年1月22日第三小法廷判決(民集5 6巻1号46ページ)	第1準備書面	36
平成14年7月最高裁判決	最高裁判所平成14年7月9日第三小法廷判決(民集56 巻6号1134ページ)	第1準備書面	18
平成18年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成1 8年9月19日原子力安全委員会決定)	第3準備書面	14
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	答弁書	5
平成24年改正前原子力基本法	平成24年改正前の原子力基本法	第1準備書面	41
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律	答弁書	5
平成24年改正前電気事業法	設置法による改正前の電気事業法	第5準備書面	6
平成24年審査基準	平成24年9月19日付け審査基準等	第5準備書面	35
平成25年審査基準	平成25年6月19日付け審査基準等	第5準備書面	36
平成18年耐震指針	平成18年改正後の「発電用原子炉施設に関する耐震 設計審査指針」	第18準備書面	18
平成13年耐震指針	平成18年耐震指針以前の平成13年耐震設計審査指 針	第20準備書面	19
ほ			
保安院	原子力安全・保安院	第3準備書面	26
本件訴え変更申立書	原告の平成27年7月7日付け訴えの交換的変更申立 書(被告国関係)	第4準備書面	6

本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	答弁書 ※第4準備書面で変更	5
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	第4準備書面 ※答弁書から変更	7
本件義務付けの訴え	原子力規制委員会が被告会社に対して本件発電所の建設の停止を命ずることの義務付けの求め	答弁書	5
本件原子炉	本件発電所に係る原子炉	答弁書	5
本件原子炉施設	本件発電所に係る原子炉及びその附属施設	答弁書	5
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対しても、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	第4準備書面	12
本件差止めの訴え	原告の本件設置変更許可処分をすることの差止めの訴え	第4準備書面	6
本件設置許可処分	経済産業大臣の平成20年4月23日付け被告会社に対する本件発電所の設置許可処分	答弁書	5
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会の本件設置変更許可申請に対する本件原子炉の設置変更許可処分	第4準備書面	6
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対しても、本件原子炉の設置変更許可申請	第4準備書面	6
本件発電所	大間原子力発電所	答弁書	5
本件法律案	「原子力規制委員会設置法案」起草案	第1準備書面	52
本件無効確認の訴え	本件設置許可処分の無効確認の訴え	答弁書	5
防災指針	平成12年に改称された原子力施設等の防災対策について	第17準備書面	28
み			
南相馬市	福島県南相馬市	第3準備書面	33
も			
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ	答弁書	9
もんじゅ最高裁平成17年判決	差戻し後の上告審である最高裁判所平成17年5月30日第一小法廷判決	第22準備書面	17
や			
山崎教授	山崎晴雄首都大学東京大学院教授	第23準備書面	37
よ			
要対応技術情報	何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見に関する情報	第23準備書面	39
り			
立地審査の指針2. 1	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2. 1	第17準備書面	10
立地審査の指針2. 2	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2. 2	第17準備書面	10

立地審査の指針2.3	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2.3	第17準備書面	10
立地審査指針要求事項①	原則的立地条件(2), 基本的目標a, 立地審査の指針2.1	第17準備書面	13
立地審査指針要求事項②	原則的立地条件(3), 基本的目標b, 立地審査の指針2.2	第17準備書面	13
立地審査指針要求事項③	原則的立地条件(3), 基本的目標c, 立地審査の指針2.3	第17準備書面	14
れ			
レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)	第15準備書面	23
ろ			
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第7準備書面	6
炉心損傷防止等有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防災対策の有効性評価に関する審査ガイド	第17準備書面	22